

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月15日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

指定下水道工事店の指定基準の見直しによる。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定下水道工事店の指定基準)</p> <p>第7条の3 前条の規定に基づく申請があった場合において、次の各号に掲げる要件を有している工事業者を指定下水道工事店として指定する。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>を選任</u>していること。</p> <p>(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p>	<p>(指定下水道工事店の指定基準)</p> <p>第7条の3 前条の規定に基づく申請があった場合において、次の各号に掲げる要件を有している工事業者を指定下水道工事店として指定する。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>が1人以上専属</u>していること。</p> <p>(3) ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。